

○福岡県立自然公園条例施行規則

昭和三十九年三月十七日

福岡県規則第十八号

福岡県立自然公園条例施行規則を制定し、ここに公布する。

福岡県立自然公園条例施行規則

目次

第一章 公園事業（第一条―第十五条）

第二章 保護及び利用（第十五条の二―第二十条の二）

第三章 生態系維持回復事業（第二十条の三―第二十条の八）

第四章 風景地保護協定及び公園管理団体（第二十条の九―第二十条の十二）

第五章 雑則（第二十一条・第二十二条）

附則

第一章 公園事業

（公園事業となる施設の種類）

第一条 福岡県立自然公園条例（昭和三十八年福岡県条例第二十五号。以下「条例」という。）

第二条第三号に規定する規則で定める施設（以下「公園施設」という。）は、次に掲げるものとする。

一 道路及び橋

二 広場及び園地

三 宿舍及び避難小屋

四 休憩所、展望施設及び案内所

五 野営場、運動場、水泳場、舟遊場、スキー場、スケート場及び乗馬施設

六 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設及び昇降機

七 給水施設、排水施設、医療救急施設、公衆浴場、公衆便所及び汚物処理施設

八 博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設及び野外劇場

九 植生復元施設、砂防施設、防火施設及び動物繁殖施設

十 運輸施設（主として福岡県立自然公園（以下「自然公園」という。）の区域内において路線又は航路を定めて旅客を運送する自動車、船舶、水上飛行機、鉄道又は索道による運送施設、主として自然公園の区域内において路線を定めて設けられる道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第八項の一般自動車道及び主として旅客船の

用に供する係留施設をいう。以下同じ。)

十一 自然再生施設(損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう。以下同じ。)

(昭五〇規則八・平六規則七一・平八規則七・平八規則三九・平一二規則一〇一・平一五規則五二・平二三規則二九・令四規則一六・一部改正)

(知事が定める公共団体)

第二条 条例第八条第二項に規定する規則で定める公共団体は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一条の三第三項に規定する特別地方公共団体とする。

(平一二規則一〇一・平二三規則二九・一部改正)

(公園事業の執行の協議書又は申請書の様式等)

第三条 条例第八条第四項の協議書又は申請書の様式は、第一条第三号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるもの(以下「分譲型ホテル等」という。)を除く公園施設にあつては公園事業執行協議書(認可申請書)(様式第一号)によるものとし、分譲型ホテル等にあつては様式第一号の二によるものとする。

2 条例第八条第四項第六号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 公園施設の構造(運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)

二 第一条第一号から第八号まで及び第十号に掲げる公園施設にあつては、その公園施設の供用開始の予定年月日

三 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

3 条例第八条第五項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては第七号、第八号及び第十一号に掲げる書類を、公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつては第一号、第二号、第六号から第八号まで、第十一号及び第十二号に掲げる書類を除くとともに、行為の規模が大きいため、第三号から第五号まで及び第十号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

一 個人にあつては、住民票の写し

二 法人にあつては、登記事項証明書

- 三 公園施設の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図
 - 四 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一程度の概況図及び天然色写真
 - 五 公園施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺千分の一程度の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図及び意匠配色図並びに事業区域内にある公園施設の位置を明らかにした縮尺千分の一程度の配置図
 - 六 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約
 - 七 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類
 - 八 工事の施行を要する場合にあつては、事業資金を調達することができることを証する書類
 - 九 分譲型ホテル等の公園事業にあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類
 - 十 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一程度の図面
 - 十一 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
 - 十二 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
 - 十三 公園事業の執行に関し土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の規定により土地又は権利を収用し又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書
 - 十四 当該公園事業が福岡県環境保全に関する条例施行規則（昭和四十八年福岡県規則第十七号。以下「保全条例施行規則」という。）別表第一に掲げる行為に該当する場合は、自然環境の保全対策（開発の行為をする者が行う自然環境の保全のための措置をいう。以下同じ。）について記載した書類
- 4 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第八条第二項の協議又は同条第三項の認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

（平二三規則二九・全改、平二四規則一六・令二規則七・令六規則三八・一部改正）

第四条及び第五条 削除

（平二三規則二九）

(変更の協議又は認可を要しない軽微な変更)

第六条 条例第八条第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 条例第八条第四項第一号又は第五号に掲げる事項の変更(ただし、第五号に掲げる事項の変更にあつては、分譲型ホテル等を除く。)

二 第三条第二項各号に掲げる事項の変更(ただし、第一号に掲げる事項の変更にあつては公園施設の規模、色彩又は形態の変更を伴わないものに限る。)

(平二三規則二九・全改、平二四規則一六・令六規則三八・一部改正)

(公園事業の内容の変更の協議書又は申請書の様式等)

第六条の二 条例第八条第七項の協議書又は申請書の様式は、分譲型ホテル等を除く公園施設にあつては公園事業変更協議書(認可申請書)(様式第二号)によるものとし、分譲型ホテル等にあつては様式第二号の二によるものとする。

2 条例第八条第八項において準用する同条第五項に規定する規則で定める書類は、第三条第三項第三号及び第四号に掲げる書類のほか、変更に係る同項各号に掲げる書類とする。この場合において、当該公園事業が保全条例施行規則別表第一に掲げる行為に該当する場合は、変更後の自然環境の保全対策について記載した書類を併せて提出するものとする。

3 知事は、前項に定めるもののほか、条例第八条第六項の協議又は認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

(平二三規則二九・追加、平二四規則一六・令二規則七・令六規則三八・一部改正)

(変更の協議又は認可を要しない軽微な変更の届出)

第六条の三 条例第八条第九項の規定による軽微な変更の届出は、公園事業軽微変更届出書(様式第三号)を提出して行うものとする。

(平二三規則二九・追加、平二四規則一六・一部改正)

(公園施設の利用者数を報告する旨の条件が付された場合における報告の様式)

第六条の四 条例第八条第十項に基づいて、公園施設の利用者数を報告する旨の条件が付された場合における当該報告の様式は、公園施設に応じて宿舍施設(分譲型ホテル等は除く。)及び野営場施設にあつては公園事業施設利用者数報告書(様式第三十四号)、宿舍施設(分譲型ホテル等に限る。)にあつては様式第三十四号の二、その他の施設にあつては様式第三十四号の三によるものとする。

(令二規則七・追加、令六規則三八・一部改正)

(承継の協議又は承認の申請)

第七条 条例第十条第一項の承認を受けようとする者は、公園事業譲渡による承継の承認申請書(様式第四号)を提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 譲受人が個人の場合にあつては、譲受人の住民票の写し
- 二 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

三 第三条第三項第三号、第四号及び第十二号に掲げる書類

四 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他譲受人が公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

五 譲受人が譲り受けた後の分譲型ホテル等にあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

六 譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類

3 条例第十条第二項の規定による承継の協議又は承認の申請は、公園事業合併(分割)承継協議書(承認申請書)(様式第五号)を提出して行うものとする。

4 前項の協議書又は申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 合併法人等(条例第十条第二項に規定する合併法人等をいう。)の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

二 第三条第三項第三号、第四号及び第十二号に掲げる書類

三 合併契約書及び合併により消滅した条例第八条第二項の協議をした者又は同条第三項の認可を受けた者(以下「公園事業者」という。)の登記事項証明書又は分割契約書

5 条例第十条第三項の規定による承継の承認の申請は、公園事業相続承継承認申請書(様式第六号)を提出して行うものとする。

6 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 第三条第三項第一号、第三号、第四号及び第十二号に掲げる書類

二 被相続人との続柄を証する書類

三 相続人が二人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類

(平二三規則二九・全改、平二四規則一六・令六規則三八・一部改正)

(公園事業の休廃止の届出)

第八条 条例第十一条の規定による休止又は廃止の届出は、公園事業を休止し、又は廃止しようとする日の一月前までに、公園事業休止（廃止）届出書（様式第七号）を提出して行うものとする。

- 2 前項の届出書には、第三条第三項第三号及び第四号に掲げる書類を添付するものとする。
（平二三規則二九・全改、令六規則三八・一部改正）

第九条から第十四条まで 削除

（平二三規則二九）

（認可の失効の届出）

第十五条 条例第十二条第二項の規定による失効の届出は、執行認可の失効届出書（様式第八号）を提出して行うものとする。

- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 第三条第三項第三号及び第四号に掲げる書類
- 二 他の法令（条例及び規則を含む。以下同じ。）の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたことその他その効力が失われたことを証する書類

（平二三規則二九・全改、平二四規則一六・令六規則三八・一部改正）

第二章 保護及び利用

（特別地域の区分）

第十五条の二 自然公園に関する公園計画のうち、保護のための規制に関する計画を定めるに当たっては、特別地域を次の各号のいずれかに掲げる地域に区分するものとする。

- 一 第一種特別地域 特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であつて、現在の景観を極力保護することが必要な地域をいう。
- 二 第二種特別地域 第一種特別地域及び第三種特別地域以外の地域であつて、特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域をいう。
- 三 第三種特別地域 特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であつて、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域をいう。

（昭五〇規則八・追加）

（特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為）

第十五条の三 条例第十七条第三項第十八号の規則で定める行為は、知事が指定する道路（主として歩行者の通行の用に供するものであつて、舗装がされていないものに限る。）において車馬を使用することとする。

(令四規則一六・追加)

(野生動物の生態に影響を及ぼす行為)

第十五条の四 条例第三十一条第一項第三号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 野生動物(条例第三十一条第一項第三号に規定する野生動物をいう。次号において同じ。)に餌を与えること。
- 二 野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと。

(令四規則一六・追加)

(特別地域内の行為許可の申請)

第十六条 条例第十七条第三項の規定による許可を受けようとする者は、同項各号に掲げる行為に応じて様式第九号から様式第二十三号までの申請書二通を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる図面及び書類を添えなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、次の各号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

- 一 行為の場所を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図
- 二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一程度の概況図及び天然色写真
- 三 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
- 四 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一程度の図面
- 五 申請に係る行為(道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。)の場所の面積が一ヘクタール以上である場合、申請に係る行為がその延長が二キロメートル以上若しくはその幅員が十メートル以上となる計画になっている道路の新築(条例の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。)である場合又は保全条例施行規則第二十八条第一号若しくは第二号に掲げる行為である場合にあっては、自然環境の保全対策について記載した書類

- 3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第十七条第三項の規定による許可に関し必要があると認めるときは、当該許可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

4 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十二条の三第一項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者が同条第三項第一号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて自然公園の区域内において同法第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため条例第十七条第三項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなす。

（昭五〇規則八・平三規則五一・平一二規則一〇一・平一三規則七・平一五規則五二・平二三規則二九・令六規則三八・一部改正）

（土地所有者等との協議）

第十六条の二 条例第十七条第三項第十六号の区域の指定に当たっては、その区域内の土地について所有権、地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地所有者等」という。）の財産権を尊重し、土地所有者等と協議するものとする。

（平一五規則五二・追加、平二三規則二九・一部改正）

（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）

第十七条 条例第十七条第七項第四号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 溝、井せき、とい、水車、風車、農業用又は林業用水槽等を新築し、改築し、又は増築すること。
- 二 門、生垣、その高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三十平方メートル以下であるきん舎等を新築し、改築し、又は増築すること。
- 三 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯籠、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。
- 四 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にあつて、かつ、その水平投影面積が千平方メートル以下である炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築にあつては、改築又は増築後において、その水平投影面積が千平方メートル以下であるものに限る。）。
- 五 ひび、えりやな類、漁具干場、漁舎等を新築し、改築し、又は増築すること。
- 六 条例第十七条第三項の許可を受けた行為又はこの条の各号に掲げる行為を行うために必要な工事用の仮工作物（宿舍を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること。
- 七 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第二項に規定する河川管理施設（樹

- 林帯を除く。）、砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第一項又は第三項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設（堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。）、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二条第三項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。
- 七の二 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道若しくは同条第五号に規定する都市下水路を改築し、又は増築すること。
- 八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設又は同条第三項及び第四項に規定する港湾区域若しくは臨港地区以外の場所に設置する航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設若しくは廃油処理施設、航空保安施設、自記雨量計、積算雪量計その他気象、地象若しくは水象の観測に必要な施設又は鉄道若しくは軌道のプラットホーム（上家を含む。）を改築し、又は増築すること。
- 八の二 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第一号に掲げる施設若しくは同条第二号イ、ロ若しくはハに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第二条第一項に規定する沿岸漁業（総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
- 九 信号機、防護柵、土留擁壁その他鉄道、軌道又は自動車道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、若しくは増築すること（信号機にあつては、新築を含む。）。
- 十 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十五条第一項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設を新築し、改築し、又は増築すること。
- 十一 道路の舗装及び道路の勾配緩和、線形改良その他道路の改築で、その現状に著しい変更を及ぼさないもの
- 十一の二 宅地又は道路に送水管、ガスパイプ、電線等を埋設すること。
- 十一の三 野生鳥獣の保護増殖のための巣箱、給じ台、給水台等を設置すること。

十一の四 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十条第一項に規定する測量標又は水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第五条第一項に規定する水路測量標を設置すること。

十一の五 境界標（不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第七十七条第一項第九号に規定する境界標をいう。）を設置すること。

十一の六 受信用アンテナ（テレビジョン放送の用に供するものに限る。）を設置すること。

十一の七 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二条第四号に規定する無線設備を改築し、又は増築（新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る、かつ、増築部分の最高部と最低部の高さの差が二メートル以下であるものに限る。）すること。

十一の八 既存の電線、電話線若しくは通信ケーブル（以下「電線等」という。）を改築すること又は既存の電線等に沿つて電線等を新築若しくは増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）。

十一の九 既存の電線等に付帯する工作物を新築、改築又は増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）。

十一の十 変圧器その他の電柱に付帯する設備を改築又は増築すること（当該電柱の高さを超えないものに限る。）。

十一の十一 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線又は通信ケーブル及び引込みに要する設備を設置すること。

十一の十二 野生鳥獣による人、家畜、農作物、森林若しくは生態系に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが三メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上離れているものに限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。

十一の十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項に規定する特定外来生物（以下この条において「特定外来生物」という。）の防除又は保安の目的で、カメラを設置すること。

十一の十四 知事が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設（当該施設の色彩及び形態が、自然公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が指定する色彩及び形態であるものに限る。）を設置すること。

十一の十五 県が、自然公園の保護又は適正な利用の推進のために人の立入りを防止する

ための柵又は当該公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物(高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三平方メートル以下であるものに限る。)を新築し、改築し、又は増築すること。

十二 宅地内の木竹を伐採すること。

十三 自家用のために木竹(条例第十七条第三項第十一号の知事が指定する植物(以下「採取等規制植物」という。)であるものを除く。)を択伐(塊状択伐を除く。)すること。

十三の二 生業の維持のため、必要な範囲内で竹(高さが五十センチメートル以内のものに限る。)を伐採すること。

十三の三 施設又は設備の維持管理を行うため必要な範囲内で竹(高さが三メートル以内のものに限る。)を伐採すること。

十四 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培した木竹を伐採すること。

十五 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。

十六 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。

十六の二 電線路の維持に必要な範囲内で木竹を伐採すること。

十六の三 道路(主として歩行者の通行の用に供するものを除く。)、鉄道又は軌道の交通の障害となる木竹を伐採すること。

十七 牧野改良のためにいばら、かん木等を除去すること。

十七の二 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

十七の三 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

十八 削除

十八の二 宅地の木竹を損傷すること(条例第十七条第三項第三号の知事が指定する区域内において損傷する場合に限る。以下この条において同じ。))。

十八の三 自家用のために木竹(採取等規制植物であるものを除く。次号において同じ。)を損傷すること。

十八の四 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十八の五 農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十八の六 漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十八の七 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。

- 十八の八 病虫害の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 十八の九 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 十八の十 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 十八の十一 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 十八の十二 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 十八の十三 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 十八の十四 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成十五年法律第百三十号)第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 十八の十五 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 十八の十六 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を行うこと(土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。)。
- 十八の十七 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 十九 削除
- 二十 宅地内の土石を採取すること。
- 二十一 土地の形状を変更するおそれのない範囲内で、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 二十二 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にある地域で、鉱物の掘採のため試すいを行うこと。
- 二十三 宅地又は田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 二十四 特別地域が指定され、又はその区域が拡張された際、既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することによつて、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 二十四の二 耕作の事業に伴う汚水又は廃水を排出すること。

- 二十四の三 森林施業に伴う汚水又は廃水を排出すること。
- 二十四の四 漁船から汚水又は廃水を排出すること。
- 二十四の五 養魚の事業に伴う汚水又は廃水を排出すること。
- 二十四の六 漁港及び漁場の整備等に関する法律第二十五条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。
- 二十四の七 宅地内で行う家畜の飼育に伴う汚水又は廃水を排出すること。
- 二十四の八 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十一条第二項に規定する尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。）から汚水又は廃水を排出すること。
- 二十四の九 住宅から汚水又は廃水を排出（し尿の排出を除く。）すること。
- 二十四の十 河川法第三条第二項に規定する河川管理施設、砂防法第一条に規定する砂防設備、森林法第四十一条第一項又は第三項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出すること。
- 二十四の十一 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道若しくは同条第四号に規定する流域下水道へ汚水若しくは廃水を排出すること又はこれらの施設から汚水若しくは廃水を排出すること。
- 二十四の十二 地表から二・五メートル以下の高さで、広告物等を建築物の壁面に掲出し、又は工作物等に表示すること。
- 二十四の十三 法令の規定により、又は保安の目的で、広告物に類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告に類するものを工作物等に表示すること。
- 二十四の十四 鉄道若しくは軌道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識、料金表又は運送約款若しくはこれに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。
- 二十四の十五 森林又は野生動植物の保護管理のための標識を掲出し、又は設置すること。
- 二十四の十六 漁港及び漁場の整備等に関する法律第三十四条第一項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。
- 二十四の十六の二 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、

若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

二十四の十七 一・五メートル以下の高さで、かつ、十平方メートル以下の面積で物を集積し、又は貯蔵すること。

二十四の十八 耕作の事業に伴う物の集積又は貯蔵で明らかに風致の維持に支障のないもの

二十四の十九 森林の整備又は木材の生産に伴い発生する根株、伐採木又は枝条を森林内に集積し、又は貯蔵すること。

二十四の二十 木材の加工又は流通の事業に伴い発生する木くずを集積し、又は貯蔵すること。

二十四の二十一 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

二十四の二十二 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理又は維持のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

二十四の二十三 海岸法第二条第二項に規定する一般公共海岸区域若しくは同法第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

二十四の二十四 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

二十四の二十五 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

二十四の二十六 港湾法第二条第五項に規定する港湾施設において荷役の目的に必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

二十五 宅地内において採取等規制植物を採取し、又は損傷すること。

二十五の二 農業を営むために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

二十五の二の二 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

二十五の二の三 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で当該採取等規制植物を損傷すること。

二十五の二の四 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である植物（木竹を除く。）を採取し、又は損傷すること。

二十五の三 農業を営むために条例第十七条第三項第十二号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと（同号の知事が指定する区域内において行う場合に限る。次号において同じ。）。

二十五の四 森林の整備及び保全を図るために条例第十七条第三項第十二号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

二十五の五 知事が指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること（条例第十七条第三項第十二号に掲げる行為に該当するものを除く。以下この条において同じ。）。

二十五の六 宅地内に木竹を植栽すること。

二十五の七 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。

二十五の八 有害なねずみ族、昆虫等を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十五の九 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十五の十 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はそれらの卵を採取すること。

二十五の十一 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第十七条第三項第十四号の知事が指定するものに限る。以下この条において同じ。）を放つこと（同号の知事が指定する区域内において放つ場合に限る。以下この条において同じ。）。

二十五の十二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の二第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等をする事。

二十五の十三 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるもの。

イ 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるもの。をその目的のために放つこと。

ロ 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

二十五の十四 家畜を係留放牧すること（条例第十七条第三項第十四号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

二十六 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園又

は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること（都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第五条第六項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）及び都市計画法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超える工作物（園内移動用施設である索道等を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）。

二十七 前各号に掲げるもののほか、工作物等を修繕するために必要な行為

二十七の二 農業を営むために立ち入ること。

二十七の三 森林の保護管理のために立ち入ること。

二十七の四 林道の整備に当たつて必要な事前調査のために立ち入ること。

二十七の五 森林法第二十五条若しくは第二十五条の二に規定する保安林、同法第二十九条若しくは第三十条の二に規定する保安林予定森林、同法第四十一条に規定する保安施設地区若しくは同法第四十四条に規定する保安施設地区予定森林の管理若しくはそれらの指定を目的とする調査又は同法第四十一条第一項若しくは第三項に規定する保安施設事業の実施に当たつて必要な事前調査のために立ち入ること。

二十七の六 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために立ち入ること。

二十七の七 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために立ち入ること。

二十七の八 海岸法第二条第二項に規定する一般公共海岸区域又は同法第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理のために立ち入ること。

二十七の九 地すべり等防止法第二条第四項に規定する地すべり防止工事の実施に当たつて必要な事前調査、同法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。

二十七の十 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。

二十七の十一 文化財保護法第百九条第一項に規定する史跡名勝天然記念物の管理又は復旧のために立ち入ること。

二十七の十二 測量法第三条の規定による測量のために立ち入ること。

二十七の十三 削除

二十七の十四 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地における行為を行うために立ち入ること(土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。)

二十七の十五 条例第十七条第三項第十六号の規定により知事が指定する区域内に存する施設の維持管理を行うために立ち入ること。

二十七の十六 条例第十七条第三項第十六号の規定により知事が指定する区域の隣接地において、条例第十七条第三項の許可を受けた行為又はこの条の各号に規定する行為を行うため、やむを得ず通過する目的で立ち入ること。

二十七の十七 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する業務を行うために立ち入ること。

二十七の十八 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために立ち入ること。

二十七の十九 森林施業のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

二十七の二十 漁業を営むために車馬又は動力船を使用すること。

二十七の二十一 漁業取締りのために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

二十七の二十二 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査(同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。)のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

二十七の二十三 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機

を着陸させること。

二十七の二十四 海岸法第三条に規定する海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

二十七の二十五 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

二十七の二十六 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

二十七の二十七 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項第一号に規定する土地改良施設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

二十七の二十八 港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第二条に規定する港の区域内において動力船を使用すること。

二十七の二十九 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第二十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十一条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

二十七の三十 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路事業その他これらに類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

二十七の三十一 公園管理団体が行う条例第四十三条第一項各号及び第二項各号に掲げる業務のために必要な行為であつて、その行為の内容及び実施期間を記載した書面が十四日前までに知事に提出されたものを行うこと。

二十七の三十二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等の実施のために必要な行為として、条例第十七条第三項各号に掲げるものを行うこと。

二十七の三十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除の実施のために必要な行為として、条例第十七条第三項各号に掲げるも

のを行うこと。

二十七の三十四 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二
第一項から第五項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、条例第
十七条第三項各号に掲げるものを行うこと。

二十七の三十五 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の
規定により、知事の許可に係る行為として、条例第十七条第三項各号に掲げるものを行
うこと。

二十七の三十六 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第
一項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為とし
て、条例第十七条第三項各号に掲げるものを行うこと。

二十八から三十一まで 削除

三十二 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復
が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、
工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しく
は設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、
塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること（一時的に行わ
れ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、
地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日
の三十日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号に
おいて「工作物の新築等」という。）。

イ 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

ロ 風致の維持のために行われる措置の内容

ハ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

ニ 工作物の新築等に着手する十五日前までに、その概要を知事に通知する旨

三十三 前各号に掲げる行為に附随する行為

（昭五〇規則八・平三規則五一・平六規則七一・平一〇規則三四・平一二規則一〇
一・平一三規則七・平一三規則六五・平一四規則二三・平一五規則五二・平一九規
則四三・平二〇規則四・平二三規則二九・平二四規則一六・平二七規則三八・平三
〇規則五三・令六規則七・令六規則三八・一部改正）

（土地所有者等との協議）

第十七条の二 利用調整地区の指定に当たっては、その区域内の土地所有者等の財産権を尊

重し、土地所有者等と協議するものとする。

(平一五規則五二・追加)

(利用調整地区における認定等を要しない行為)

第十七条の三 条例第十八条第三項第六号に規定する規則で定める行為は、自然公園の利用者以外の者が行うものであつて次に掲げるものとする。

一 特別地域内で行われる行為で次に掲げるもの

イ 第十七条第六号、第七号、第八号(港湾施設及び航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設に係る部分に限る。)、第八号の二、第九号、第十一号の二、第十一号の四、第十一号の十五、第十五号、第十六号、第十六号の二、第十八号の七、第十八号の十一、第二十四号の十三、第二十四号の十五、第二十四号の十六、第二十五号の二の四、第二十五号の五、第二十五号の九、第二十七号の十九、第二十七号の二十八又は第二十七号の三十一から第二十七号の三十六までに掲げる行為

ロ 農林漁業を営むために行う第十七条第一号、第四号、第五号、第二十一号及び第二十五号の四に掲げる行為

二 農業を営むために通常行われる行為

三 森林の保護管理のために行われる行為

四 林道の整備に当たつて必要な事前調査を行うこと。

五 森林法第二十五条若しくは第二十五条の二に規定する保安林、同法第二十九条若しくは第三十条の二に規定する保安林予定森林、同法第四十一条に規定する保安施設地区若しくは同法第四十四条に規定する保安施設地区予定森林の管理若しくはそれらの指定を目的とする調査又は同法第四十一条第一項若しくは第三項に規定する保安施設事業の実施に当たつて必要な事前調査を行うこと。

六 漁業を営むために通常行われる行為

七 漁業取締りの業務を行うこと。

八 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査(同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。)を行うこと。

九 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視を行うこと。

十 海岸法第二条第二項に規定する一般公共海岸区域又は同法第三条第一項に規定する

海岸保全区域の管理を行うこと。

十一 地すべり等防止法第二条第四項に規定する地すべり防止工事の実施に当たつて必要な事前調査、同法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査を行うこと。

十二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査を行うこと。

十三 航路標識の維持管理その他の船舶の交通の安全を確保するための行為

十四 鉱業権を有する者が行う第十七条第二十一号又は第二十二号に掲げる行為

十五 文化財保護法第百九条第一項に規定する史跡名勝天然記念物の管理又は復旧を行うこと。

十六 測量法第三条の規定による測量を行うこと。

十七 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地において行う行為

十八 利用調整地区の区域内に存する施設を維持管理する行為

十九 利用調整地区以外の区域において、この条の各号に規定する行為を行うため、やむを得ず通過すること。

二十 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うこと。

二十一 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為

二十二 県若しくは公園管理団体の職員又は県から委託を受けた者が利用調整地区の巡視又は調査を行うこと。

二十三 前各号に掲げる行為に附帯する行為

（平一五規則五二・追加、平一九規則四三・平二三規則二九・平三〇規則五三・令六規則三八・一部改正）

（立入りの認定の基準）

第十七条の四 条例第十九条第一項第二号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそ

れがないものとして、知事が利用調整地区ごとに定める人数又は船舶（ろかい又は主としてろかいをもつて運転する舟を含む。）の隻数の範囲内であること。

二 利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が利用調整地区ごとに定める期間内であること。

三 利用調整地区において、風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれのあるものとして次に掲げる行為を行うものでないこと。

イ 生きている動植物（食用に供するもの及び身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第二条に規定する身体障害者補助犬を除く。）を故意に持ち込むこと。

ロ 野生動物に餌を与えること。

ハ 野生動物の生息状態に影響を及ぼす方法として、知事が利用調整地区ごとに定める方法により撮影、録音、観察その他の行為を行うこと。

ニ ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。

ホ 球技その他これに類する野外スポーツをすること。

ヘ 非常の場合を除き、屋外において花火、拡声器その他これらに類するものを用い、必要以上に大きな音又は強い光を発すること。

四 知事が利用調整地区ごとに定める注意事項を守るとともに、自己の責任において立ち入るものであること。

五 前各号に掲げるもののほか、利用調整地区内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が利用調整地区ごとに定める基準に適合するものであること。

（平一五規則五二・追加、平二三規則二九・平二七規則三八・一部改正）

（立入りの認定の申請）

第十七条の五 条例第十九条第二項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事又は指定認定機関に提出して行うものとする。

一 申請者の氏名及び住所

二 申請者の監督の下に立ち入る者の合計の人数（条例第十九条第七項の認定に係る申請を行う場合に限る。）

三 立ち入ろうとする利用調整地区の名称

四 立ち入ろうとする期間

五 立入りの目的

六 立入りの方法

七 前各号に掲げるもののほか、立入りの認定に関し必要な事項

- 2 前項の申請書には、申請者が前条第三号から第五号までの基準を遵守して立ち入ることを約する書面を添付しなければならない。

(平一五規則五二・追加、平二三規則二九・一部改正)

(立入認定証の記載事項)

第十七条の六 条例第十九条第四項(同条第八項において準用する場合を含む。)の立入認定証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 利用調整地区の名称

二 立入認定証の有効期間

三 立入りの認定を受けた者の氏名

四 前各号に掲げるもののほか、利用調整地区の区域内への立入りに関し必要な事項

- 2 知事又は指定認定機関は、前項の立入認定証の交付に際して、利用者に対し、第十七条の四第四号に規定する注意事項その他の利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持及びその適正な利用を図るために必要な事項について、書類の交付その他の適切な方法により、説明を行うものとする。

(平一五規則五二・追加、平二三規則二九・一部改正)

(立入認定証の再交付)

第十七条の七 条例第十九条第五項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定による立入認定証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事又は指定認定機関に提出して行うものとする。

一 申請者の氏名及び住所

二 再交付を必要とする枚数(条例第十九条第七項の認定に係る申請を行う場合に限る。)

三 認定を受けた利用調整地区の名称

四 立入認定証の番号及び交付年月日

五 立入認定証を亡失し、又は立入認定証が滅失した事情

(平一五規則五二・追加、平二三規則二九・一部改正)

(他の利用者をその監督の下に立ち入らせることができる者の要件)

第十七条の七の二 条例第十九条第七項に規定する規則で定める要件は、その者の監督の下に立ち入る者の立入りが、条例第十九条第一項各号のいずれにも適合するよう、必要に応じ、当該者を監督し、必要な指導を行うことができる知識及び能力を有していることとす

る。

(平二三規則二九・追加)

(指定認定機関の指定の申請等)

第十七条の八 条例第二十条第二項の規定による指定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 認定関係事務を行おうとする事務所の所在地
- 三 認定関係事務を行おうとする利用調整地区の名称
- 四 認定関係事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- 二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録)
- 三 申請者が法人である場合は、役員の氏名及び履歴を記載した書類
- 四 認定関係事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
- 五 申請者が条例第二十条第三項各号の規定に該当しないことを説明した書類
- 六 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

(平一五規則五二・追加、平一九規則四三・平二三規則二九・一部改正)

(条例第二十条第三項第二号の規則で定める者)

第十七条の九 条例第二十条第三項第二号の規則で定める者は、精神の機能の障がいによりその認定関係事務を適確に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(令元規則三〇・追加)

(認定関係事務の実施に関する規程の認可の申請等)

第十七条の十 条例第二十二条第一項前段の規定による認可の申請は、その旨を記載した申請書に認定関係事務の実施に関する規程を添えて、これを知事に提出して行うものとする。

2 条例第二十二条第一項後段の規定による認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(平一五規則五二・追加、平二三規則二九・一部改正、令元規則三〇・旧第十七条の九繰下)

(事業計画等の認可の申請等)

第十七条の十一 条例第二十二條第二項前段の規定による認可の申請は、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを知事に提出して行うものとする。

2 条例第二十二條第二項後段の規定による認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(平一五規則五二・追加、平二三規則二九・一部改正、令元規則三〇・旧第十七条の十繰下)

(認定関係事務の休廃止の許可の申請)

第十七条の十二 条例第二十二條第四項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

一 休止し、又は廃止しようとする認定関係事務の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日

三 休止しようとする場合にあっては、その期間

四 休止又は廃止の理由

(平一五規則五二・追加、平二三規則二九・一部改正、令元規則三〇・旧第十七条の十一繰下)

(認定関係事務の引継ぎ等)

第十七条の十三 指定認定機関は、知事が条例第二十二條第五項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、同条第四項の許可を受けて認定関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は知事が条例第二十四條第二項若しくは第三項の規定により指定を取り消した場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 認定関係事務を知事に引き継ぐこと。

二 認定関係事務に関する帳簿及び書類を知事に引き継ぐこと。

三 その他知事が必要と認める事項

(平一五規則五二・追加、平二三規則二九・一部改正、令元規則三〇・旧第十七条

の十二繰下)

(自然公園区域内の行為に関する届出)

第十八条 自然公園区域内における行為に関する次の各号に掲げる届出の様式は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 条例第十七条第四項の規定による届出 特別地域内行為着手済届出書(様式第二十四号)
- 二 条例第十七条第五項の規定による届出 特別地域内非常災害応急措置届出書(様式第二十五号)
- 三 条例第十七条第六項の規定による届出 木竹の植栽又は家畜の放牧に関する届出書(様式第二十六号又は様式第二十七号)

四 条例第二十七条第一項の規定による届出 普通地域内行為届出書(様式第二十八号)

- 2 前項第一号及び第三号に掲げる届出書には第十六条第二項第一号から第四号までに掲げる図面を、前項第二号に掲げる届出書には第十六条第二項第一号に掲げる図面を、前項第四号に掲げる届出書には第十六条第二項第一号から第四号までに掲げる図面及び保全条例施行規則第二十八条第一号若しくは第二号又は別表第一に掲げる行為にあつては、自然環境の保全対策について記載した書類を添えなければならない。

- 3 地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二条の三第一項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者が同条第三項第一号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて同法第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組のために行う行為については、条例第二十七条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

(昭五〇規則八・平一二規則一〇一・平一三規則七・平一五規則五二・平二三規則二九・令六規則三八・一部改正)

(工作物の基準)

第十九条 条例第二十七条第一項第一号に規定する知事が定める基準は、次の各号に掲げる区域の区分に従い、工作物の種類ごとに、当該各号に定めるとおりとする。

一 海域以外の区域

- イ 建築物 高さ十三メートル又は延べ面積千平方メートル
- ロ 送水管 長さ七十メートル
- ハ 鉄塔 高さ三十メートル
- ニ 船舶の係留施設 長さ五十メートル
- ホ ダム 高さ二十メートル

ヘ 鋼索鉄道 延長七十メートル

ト 索道 傾斜亘長六百メートル又は起点と終点の高低差二百メートル

チ 別荘地の用に供する道路 幅員二メートル

リ 遊戯施設（建築物を除く。） 高さ十三メートル又は水平投影面積千平方メートル

ヌ 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和千平方メートル

二 海域の区域

イ 船舶の係留施設又は港湾若しくは漁港の外郭施設 長さ五十メートル

ロ イに掲げる工作物以外の工作物 海面上の高さ五メートル又は海面における水平投影面積百平方メートル

（昭五〇規則八・全改、平一五規則五二・平二三規則二九・平二七規則五二・一部改正）

（普通地域内における届出を要しない行為）

第二十条 条例第二十七条第七項第四号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。

一 第十七条第一号から第十一号の十五まで、第二十一号から第二十四号まで、第二十四号の十二から第二十四号の十六の二まで、第二十六号、第二十七号又は第二十七号の三十一から第二十七号の三十六までに掲げる行為

二 農業、林業、漁業若しくは鉱業の用に供する索道又は鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第四十七条第二号に規定する特殊索道のうち滑走式のものを新築し、改築し、又は増築すること。

三 地表から一メートル以下の高さで、広告物等（表示面の面積が一平方メートル以下であるものに限る。）を設置すること（同一敷地内又は同一場所内における広告物等の表示面の面積の合計が五平方メートル以下の場合に限る。）。

四 宅地内の池沼等を埋め立てること。

五 土地改良法第二条第二項に掲げる土地改良事業（同項第四号に掲げるものを除く。）として池沼等を埋め立てること。

六 宅地内の鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

七 露天掘りでない方法により、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

八 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであつて面積が二百平方メートル（海底にあつては百平方メートル）を超えず、かつ、高さが五メートルを超える^{のり}法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

九 宅地内の土地の形状を変更すること。

十 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形状を変更すること。

十一 文化財保護法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形状を変更すること。

十二 土地の開墾その他農業又は林業を営むために土地の形状を変更すること。

十三 養浜のために土地の形状を変更すること。

十四 土地又は海底の形状を変更することであつて面積が二百平方メートル(海底にあつては百平方メートル)を超えず、かつ、高さが五メートルを超える^{のり}法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

十五 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のための行為

十六 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の三十日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。

イ 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

ロ 風景の維持のために行われる措置の内容

ハ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

ニ 工作物の新築等に着手する十五日前までに、その概要を、知事に通知する旨

十七 前各号に掲げる行為に附帯する行為

十八 前条第一号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）

以外の工作物の新築、改築又は増築に付帯する行為

（昭五〇規則八・全改、平三規則五一・平一二規則一〇一・平一五規則五二・平一

九規則四三・平二三規則二九・平三〇規則五三・令六規則三八・一部改正）

（許可の申請書又は届出書の添付図面の省略等）

第二十条の二 条例第十七条第三項の規定による許可を受けた行為又は条例第二十七条第

一項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、第十六条第二項又は第十八条第二項の規定により申請書又は届出書に添えなければならない図面及び書類（以下この条において「添付図面等」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

2 前項の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書に添えなければならない。

3 第一項に該当するもののほか、条例第十七条第三項の規定による許可の申請又は条例第二十七条第一項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図面等の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図面等の一部を省略することができる。

（昭五〇規則八・追加、平一二規則一〇一・平一五規則五二・平二三規則二九・一部改正）

第三章 生態系維持回復事業

（平二三規則二九・追加）

（生態系維持回復事業の確認）

第二十条の三 市町村が条例第三十三条第二項の確認を受ける場合は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

一 その行う生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合すること。

二 その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

イ 生態系の状況の把握及び監視

ロ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

ハ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

ニ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

ホ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発

ヘ イからホまでに掲げる事業に必要な調査等

（平二三規則二九・追加）

（生態系維持回復事業の認定）

第二十条の四 県及び市町村以外の者が条例第三十三条第三項の認定を受ける場合は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

一 その者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 精神の機能の障がいによりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当た

つて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ロ 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）及び条例の規定により刑に処せられた者で、その執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しないもの

二 その行う生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合すること。

三 その行う生態系維持回復事業の内容が前条第二号イからへまでのいずれかに該当すること。

（平二三規則二九・追加、令元規則三〇・一部改正）

（生態系維持回復事業の確認又は認定の申請書の様式等）

第二十条の五 条例第三十三条第四項の申請書の様式は、生態系維持回復事業確認（認定）申請書（様式第二十九号）とする。

2 条例第三十三条第四項第四号に規定する規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

3 条例第三十三条第五項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

二 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書（様式第三十号）

三 国及び地方公共団体以外の者が、条例第三十三条第三項の認定を受ける場合は、前条第一号イ及びロの規定に該当しないことを説明した書類

（平二三規則二九・追加、令元規則三〇・令六規則三八・一部改正）

（変更の確認又は認定を要しない軽微な変更）

第二十条の六 条例第三十三条第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、同条第四項第一号に掲げる事項に係る変更とする。

（平二三規則二九・追加）

（生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請書の様式）

第二十条の七 条例第三十三条第七項の申請書の様式は、生態系維持回復事業変更確認（認定）申請書（様式第三十一号）とする。

（平二三規則二九・追加、令六規則三八・一部改正）

（変更の確認又は認定を要しない軽微な変更の届出）

第二十条の八 条例第三十三条第九項に規定する規則で定める軽微な変更の届出は、生態系維持回復事業軽微変更届出書（様式第三十二号）を提出して行うものとする。

(平二三規則二九・追加、令六規則三八・一部改正)

第四章 風景地保護協定及び公園管理団体

(平一五規則五二・追加、平二三規則二九・旧第三章繰下)

(風景地保護協定の基準)

第二十条の九 条例第三十六条第三項第三号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 風景地保護協定区域の境界が明確に定められていること。
- 二 風景地保護協定区域は、現に耕作の目的又は耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的（以下「耕作の目的等」という。）に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的等に供されないと見込まれる農用地以外の農用地を含んでいないこと。
- 三 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項は、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、木竹の本数の調整、整枝、火入れ、草刈り、植栽、病虫害の防除、植生の保全又は復元、歩道等施設の維持又は補修その他これらに類する事項で、自然の風景地の保護に関連して必要とされるものであること。
- 四 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備に関する事項は、植生の保全又は復元のための施設、巣箱、管理用通路、さくその他これらに類する施設の整備に関する事項で、自然の風景地の適正な保護に資するものであること。
- 五 風景地保護協定の有効期間は、五年以上二十年以下であること。
- 六 風景地保護協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものでないこと。
- 七 風景地保護協定は、関係法令及び関係法令に基づく計画と整合性のとれたものであること。
- 八 風景地保護協定は、河川法、海岸法その他の関係法令の規定に基づく公共用物の管理に特段の支障が生じないものであること。

(平一五規則五二・追加、平二三規則二九・旧第二十条の三繰下・一部改正)

(風景地保護協定の公告)

第二十条の十 条例第三十七条第一項（条例第四十条において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、県の公報への登載、掲示その他の方法により行うものとする。

- 一 風景地保護協定の名称
- 二 風景地保護協定区域
- 三 風景地保護協定の有効期間
- 四 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法
- 五 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設
- 六 風景地保護協定の縦覧場所

(平一五規則五二・追加、平二三規則二九・旧第二十条の四線下・一部改正)

(風景地保護協定の締結の公告)

第二十条の十一 前条の規定は、条例第三十九条(条例第四十条において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。

(平一五規則五二・追加、平二三規則二九・旧第二十条の五線下・一部改正)

(公園管理団体となることができる法人)

第二十条の十二 条例第四十二条第一項に規定する知事が定める法人は、会社又は森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)に規定する森林組合とする。

(令六規則三八・追加)

(公園管理団体の指定基準)

第二十条の十三 条例第四十二条第一項の規定による公園管理団体の指定は、次の各号に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。

- 一 自然の風景地の保護とその適正な利用の推進を目的とするものであること。
- 二 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第四十三条第一項各号及び同条第二項各号に掲げる業務(同項各号に掲げる業務にあつては、当該公園管理団体の業務として行うものに限る。以下同じ。)を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。
- 三 十分な活動実績を有していることその他条例第四十三条第一項各号及び同条第二項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。
- 四 条例第四十三条第一項各号及び同条第二項各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。
- 五 会社又は森林組合にあつては、自然公園の植生の保全その他の自然の風景地の保護に資する活動又は主として歩行者の通行の用に供する道路その他の施設の補修その他の

維持管理に係る実績を有していること。

(平一五規則五二・追加、平二三規則二九・旧第二十条の六繰下・一部改正、令六規則三八・旧第二十条の十二繰下・一部改正)

第五章 雑則

(平一五規則五二・旧第三章繰下、平二三規則二九・旧第四章繰下)

(証明書の様式)

第二十一条 条例第十四条第二項、条例第二十五条第二項及び条例第二十九条第三項(条例第三十一条第三項及び条例第五十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定により当該職員の携帯する証明書は、様式第三十三号による。

(平一五規則五二・平二三規則二九・平二七規則三八・令六規則三八・一部改正)

(補償請求書)

第二十二条 自然公園法第七十七条の規定により損失の補償を請求しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 補償請求の理由
- 三 補償請求額の総額及びその内訳

(平一五規則五二・平二三規則二九・令六規則三八・一部改正)

附 則

この規則は、昭和三十九年三月十七日から施行する。

附 則(昭和五〇年規則第八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成三年規則第五一号)

この規則は、平成三年九月一日から施行する。

附 則(平成六年規則第七一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成八年規則第七号)

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成八年規則第三九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一〇年規則第三四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年規則第一〇一号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十七条第二十六号の改正規定は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一三年規則第六〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年規則第六五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年規則第二三号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年規則第五二号）

この規則は、平成十五年九月一日から施行する。

附 則（平成一九年規則第四三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年規則第二九号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十三年九月一日から施行する。

（福岡県立自然公園条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の福岡県立自然公園条例施行規則（以下「旧自然公園規則」という。）の規定により提出されている同意若しくは認可の申請書又は届出書並びにこれらの添付書類及び図面は、この附則に別段の定めがあるものを除き、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後は、同条の規定による改正後の福岡県立自然公園条例施行規則（以下「新自然公園規則」という。）の相当規定に基づいて、新自然公園規則の規定により提出されている同意若しくは認可の申請書又は届出書並びにこれらの添付書類及び図面とみなす。
- 3 施行日前に旧自然公園規則第三条（旧自然公園規則第十五条において準用する場合を含む。）の申請書又は協議書に係る申請又は協議の申出がされた場合における認可又は同意並びに当該認可又は同意に係る施設の供用開始及び管理又は経営の方法の届出（管理又は

経営の方法の変更の届出を除く。)については、なお従前の例による。

- 4 この規則の施行の際現に旧自然公園規則第五条の規定により届け出なければならないこととされている管理又は経営の方法の変更については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧自然公園規則第六条第一項(旧自然公園規則第十五条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により承認の申請又は協議の申出がされた場合における承認又は同意及び当該承認又は同意に係る施設の供用開始については、なお従前の例による。
- 6 施行日前に旧自然公園規則第六条第一項の規定によりされた承認又は同意(施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によりされた承認又は同意を含む。)は、福岡県立自然公園条例及び福岡県環境保全に関する条例の一部を改正する条例(平成二十三年福岡県条例第十二号。以下「改正条例」という。)第一条の規定による改正後の福岡県立自然公園条例(以下「新自然公園条例」という。)第八条第六項の規定によりされた認可又は同意とみなす。
- 7 施行日前に旧自然公園規則第七条(旧自然公園規則第十五条において準用する場合を含む。)の規定によりされた承認の申請又は届出は、新自然公園条例第八条の規定によりされた届出とみなす。
- 8 施行日前に旧自然公園規則第八条第二項(旧自然公園規則第十五条において準用する場合を含む。)の規定により承認の申請若しくは届出がされた場合又は事業の譲渡につき他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分の申請がされた場合における地位の承継については、なお従前の例による。
- 9 施行日前に発生した事項につき旧自然公園規則第十条(旧自然公園規則第十五条において準用する場合を含む。)の規定により届け出なければならないこととされている事項の届出については、なお従前の例による。
- 10 施行日前に旧自然公園規則第四条第一項(旧自然公園規則第六条第四項において準用する場合を含む。)、第六条第一項、第七条第一項若しくは第十一条第三項の規定又は同条第一項若しくは第十二条の規定による命令に違反した行為(附則第三項又は第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為を含む。)を理由とする認可の取消しについては、なお従前の例による。
- 11 施行日前に改正条例第一条の規定による改正前の福岡県立自然公園条例(以下「旧自然公園条例」という。)第七条第三項の認可を受けた者(施行日以後に附則第三項の規定によりなお従前の例により認可を受けた者を含む。)についての新自然公園条例第十二条

第三項第二号の規定の適用については、旧自然公園規則第九条の規定により付された条件（施行日以後に附則第三項、第五項又は第八項の規定によりなお従前の例により付された条件を含む。）は、新自然公園条例第八条第十項の規定により付された条件とみなす。

12 公園事業の執行の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）が、施行日前に公園事業者でなくなつた場合（譲渡、合併又は分割により公園事業者でなくなつた場合を除く。）における当該公園事業者であつた者に対する原状回復命令等については、なお従前の例による。

13 新自然公園規則第十六条の規定は、施行日以後にされる新自然公園条例第十七条第三項の規定による許可の申請について適用し、施行日前にされた旧自然公園条例第十一条第三項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。

14 施行日前に交付された旧自然公園規則第二十一号様式による証明書は、新自然公園規則の規定による証明書とみなす。

附 則（平成二四年規則第一六号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年規則第三八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年規則第五二号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十七年九月三十日までの間に新築、改築又は増築に着手される太陽光発電施設については、この規則による改正後の福岡県自然公園条例施行規則第十九条ヌの規定は、適用しない。

附 則（平成三〇年規則第五三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年規則第三〇号）

この規則は、令和元年十二月一日から施行する。ただし、第二条から第四条までの規定は、令和元年十二月十四日から施行する。

附 則（令和二年規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年規則第一六号）

(施行期日)

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年規則第七号)

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年規則第三八号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条)

公園事業執行協議書(認可申請書)

年 月 日

福岡県知事 殿

協議者(申請者)の住所及び氏名
法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名

福岡県立自然公園条例第8条第2項(第3項)の規定により 県立自然公園内において次のとおり に関する公園事業の一部を執行したいので協議(申請)をします。

公 園 施 設 の 種 類	
公 園 施 設 の 位 置	
公 園 施 設 の 規 模	
公園施設の管理又は経営の方法	
公園施設の供用開始の予定年月日	
工 事 施 行 の 予 定 期 間	認可を受けた日から 日以内に着手 工事着手してから 日以内に完了
備 考	

(注)

- 1 公園施設の種類の種類が複数にわたる場合は、福岡県立自然公園条例施行規則第1条各号に定める施設ごとに協議(申請)を行うこと。
- 2 「公園施設の規模」欄には、添付設計書及び図面と照合できるよう詳細かつ明確に記載すること。
- 3 公園施設が数個又は数棟にわたる場合は、個々の施設ごとに規模を記載すること。
- 4 「公園施設の管理又は経営の方法」欄には、直営又は委託の別、料金徴収の有無、委託の場合の受託者、供用期間(通年又は毎年 月 日から 月 日まで)と記載すること。
- 5 添付図面のうち、建築物に関する平面図は間取り及び各室の用途を記載すること。
- 6 不要な文字は、抹消すること。

公園施設の規模記載事項例

1 建築物

敷地面積、棟数、各棟の建築面積、階数、最高部の高さ、主要構造部の材料、間取り、屋根の形状、材料及び色彩、外壁の構造及び暖房の種類、便所の様式、その他附属施設の概要

2 道 路

延長、幅員(全幅員、有効幅員)、舗装の種類、最大縦断勾配、曲線部の最大半径、切取り及び盛土法面の勾配、切取り及び盛土法面の最大の高さ、切取り及び盛土法面の保護及び修景の方法、トンネル(延長、幅員、高さ、巻立工の概要)、橋(形式、延長、幅員、橋底の高さ、橋脚等の構造、材料)、附属建築物(1の建築物に準じて詳記する。)

3 橋

延長、幅員、橋底の高さ、橋の形式、橋脚又は支柱の材料及び構造主げた又は吊索の材料及び構造、最大経間距離、附属建築物(1の建築物に準じて詳記する。)

4 園 地

修景工(植栽面積、植栽樹種、芝生面積)、園路工(延長、幅員、舗装)、附属建築物(1の建築物に準じて詳記する。)

5 広場、運動場

敷地面積、土工面積、表面舗装、修景工(植栽面積、芝生面積)、附属建築物(1の建築物に準じて詳記する。)

6 野営場

敷地面積、敷地の状態、施設の種類(ケビン、テント又はケビントント併用の別)、棟数、建築面積、階数、延床面積、最高部の高さ、主要構造物の材料間取り、屋根の形状、材料及び色彩、外壁の構造及び色彩、便所の様式、給水施設(水源の種類、構造の概要)、附属施設(野外炉、ベンチその他の簡易施設の規模及び構造)

7 水泳場

利用水面の種類、敷地面積、建築物の規模及び構造(1の建築物に準じて詳記する。)

8 舟遊場

敷地面積、利用水面の種類、舟艇種類、要目隻数、附属建築物(1の建築物に準じて詳記する。)

様式第1号の2(第3条)(分譲型ホテル等の場合)

公園事業執行協議書(認可申請書)

年 月 日

福岡県知事 殿

協議者(申請者)の住所及び
氏名

法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者氏名

福岡県立自然公園条例第8条第2項(第3項)の規定により、県立自然公園内において次のとおり に関する公園事業の一部を執行したいので協議(申請)します。

公園施設の 種類			
公園施設の 位置			
公園施設の 規模・構造			
公園施設の 管理又は経営 の方法	経営方法	直 営 委 託 (受 託 者)	
	料金徴収	有 (標 準 的 な 額) 無	
	供用期間	通 年 季 節 (供 用 期 間)	
	種 類		
	仕 組 み		
	割 合		
公園施設の 供用開始の 予定年月日	年 月 日		
工事施行の 予定期間	年 月 日 着工 年 月 日 完了		
備 考			

(添付書類(ただし、協議にあっては1、2を除く。また、6、7はそのいずれか))

- 1 法人にあっては、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類(設立後3年を経過していない法人にあっては、設立後の各事業年度に係るもの)
- 2 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 3 特定の者が優先的に宿泊する仕組みを明らかにした書類
- 4 一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みを明らかにした書類
- 5 年間延べ宿泊可能客室数のうち一般の利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合を明らかにした書類
- 6 公園施設が所在する地域の再活性化又は上質化に向けた取組内容を明らかにした書類
- 7 改築、増築又は建替えを行う老朽化施設の敷地内の配置を明らかにした縮尺1:1,000以上の配置図、天然色写真及び登記事項証明書

(注)

- 1 「公園施設の種類」欄には、〇〇宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
- 2 「公園施設の位置」欄には、都道府県、郡、区、市町村、大字、字、小字、地番(地先)を記載すること。
- 3 「公園施設の規模・構造」欄については、以下の事項に留意し、別に定める記載事項を参照の上記載すること。
 - (1) 添付書類と照合できるよう詳細かつ明確に記載すること。
 - (2) 施設が複数にわたる場合は、個々の施設ごとの規模を記載すること。
- 4 「公園施設の管理又は経営方法」の各欄には以下の事項を記載すること。
 - (1) 直営又は委託の別。委託する場合にあっては受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (2) 料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあっては標準的な額
 - (3) 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にあってはその供用期間
 - (4) コンドホテル、会員制ホテル、企業保養所等の種類の別
 - (5) 特定の者が優先的に宿泊する仕組みの概要及び一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みの概要
 - (6) 年間延べ宿泊可能客室数のうち一般利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合
- 5 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。
 - (1) 公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否
 - (2) 当該事業の執行(工事の施行を含む。)が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合には、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況
 - (3) 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は通称
- 6 添付書類のうち、建築物に関する各階平面図には、間取り及び客室等の用途を記載すること。
また、分譲販売又は会員販売等の対象となる客室を明らかにすること。
- 7 不要の文字は、抹消すること。

様式第2号(第6条の2)

公園事業変更協議書(認可申請書)

年 月 日

福岡県知事 殿

協議者(申請者)の住所及び
氏名

法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者氏名

公園事業の執行の協議をした(認可を受けた)事項を変更したいので、次のとおり協議(申請)をします。

執行の協議をした(認可を受けた)年月日及び番号	年 月 日 第 号		
公園施設の種類			
変更の内容	事項	変更前	変更後
	公園施設の位置		
	公園施設の規模		
	公園施設の管理又は経営の方法		
変更を必要とする理由			
備考			

(注)

- 1 「執行の協議をした(認可を受けた)年月日及び番号」欄には、当該事業の当初の協議回答書(認可書)記載のものを記載すること。
- 2 変更しようとする事項が公園施設の位置又は公園施設の規模に係るものであるときは、様式第1号の添付書類に準じて変更の内容を明らかにした図面及び工事費の内訳書を添えること。
- 3 「変更の内容」欄には、執行の協議をした(認可を受けた)事項と今回変更する事項とを対比して明示すること。
- 4 「備考」欄には、他の法令の規定により行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とするものについて、関係法令名、適用条項及びその手続状況を記載すること。
- 5 不要な文字は、抹消すること。

様式第2号の2(第6条の2)(分譲型ホテル等の場合)
公園事業変更協議書(認可申請書)

年 月 日

福岡県知事 殿

協議者(申請者)の住所及び
氏名

法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者氏名

公園事業の執行の協議をした(認可を受けた)事項を変更したいので、次のとおり協議(申請)をします。

執行の協議を得た (認可を受けた) 年月日及び番号		年 月 日 第 号			
変更の内容	事項	変 更 前		変 更 後	
	公園施設の 種類				
	公園施設の 位置				
	公園施設の 規模・構造				
	公園施設の 管理又は 経営方法	経営方法			
		料金徴収			
		供用期間			
		種類			
		仕組み			
	割合				
変更を必要とする理由					
備考					

(注)

- 1 「執行の協議をした(認可を受けた)年月日及び番号」欄には、当該事業の当初の協議回答書(認可書)記載のものを記入すること。
- 2 「変更の内容」欄には、協議をした(認可を受けた)事項と今回変更する事項とを対比し、添付書類と照合できるよう明確に記載すること。
- 3 「公園施設の管理又は経営方法」欄には、以下の事項を記載すること。
 - (1) 直営又は委託の別。委託する場合にあっては受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (2) 料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあっては標準的な額
 - (3) 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にあつてはその供用期間
 - (4) コンドホテル、会員制ホテル、企業保養所等の種類の別
 - (5) 特定の者が優先的に宿泊する仕組みの概要及び一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みの概要
 - (6) 年間延べ宿泊可能客室数のうち一般利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合
- 4 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。
 - (1) 変更に係る公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否
 - (2) 当該公園施設の変更等(変更に伴う工事の施行を含む。)が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合は、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況
 - (3) 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は通称
- 5 添付書類のうち、建築物に関する各階平面図には、間取り及び客室等の用途を記載すること。
また、分譲販売又は会員販売等の対象となる客室を明らかにすること。
- 6 不要の文字は、抹消すること。

様式第3号(第6条の3)

公園事業軽微変更届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出人の住所及び氏名 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者氏名

公園事業の執行の協議をした(認可を受けた)事項の軽微な変更について、次のとおり届け出ます。

執行の協議をした(認可を受けた)年月日及び番号	年 月 日 第 号			
公園施設の種類				
変更の内容	事項	変更前		変更後
	氏名(名称、代表者氏名)、住所			
	公園施設の管理又は経営の方法	受託者		
		供用期間		
		標準額		
	公園施設の供用開始予定年月日			
工事施行の予定年月日				
変更理由				
備考				

(注)

- 1 「執行の協議をした(認可を受けた)年月日及び番号」欄には、当該事業の当初の協議回答書(認可書)記載のものを記載すること。
- 2 「変更の内容」欄には、執行の協議をした(認可を受けた)事項と今回変更する事項とを対比して明示すること。
- 3 「公園施設の管理又は経営の方法」欄には、それぞれ次の事項を記載すること。
 - (1) 受託者 公園施設の管理又は経営を委託する場合の受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (2) 供用期間 公園施設の供用期間が通年でない場合の供用期間
 - (3) 標準額 公園施設の使用料等を徴収する場合の標準的な額
- 4 不要な文字は、抹消すること。

様式第4号(第7条第1項)

公園事業譲渡承継承認申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

譲渡人の氏名及び住所
〔 法人にあっては、名称、住所及び
代表者の氏名 〕
譲受人の氏名及び住所
〔 法人にあっては、名称、住所及び
代表者の氏名 〕

_____が執行する_____県立自然公園_____事業
を承継したいので、次のとおり申請します。

執行の認可を受けた 年 月 日 及び 番 号	年 月 日 第 号	
公 園 施 設 の 種 類		
譲 受 人 が 行 う 公園施設の管理又は 経 営 の 方 法	経営方法	直営 委託(受託者 _____))
	料金徴収	有 (標準的な額 _____)) 無
	供用期間	通年 季節(供用期間 _____))
譲 渡 し よ う と す る 年 月 日	年 月 日	
譲 渡 す る 理 由		
備 考		

(注) 「執行許可を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の当初の認可書記載のものを記載すること。

様式第5号(第7条第3項)

公園事業合併(分割)承継協議書(承認申請書)

年 月 日

福岡県知事 殿

事業を承継する法人の主たる事務所の所在地、名称
及び代表者氏名

公園事業者の地位の承継をしたいので、次のとおり協議(申請)をします。

執行の協議をした(認可を受けた) 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
公 園 施 設 の 種 類	
公園事業者である法人の住所、 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	
合 併 又 は 分 割 を し た 年 月 日	
理 由	
備 考	

(注)

- 1 「執行の協議をした(認可を受けた)年月日及び番号」欄には、当該事業の当初の協議
回答書(認可書)記載のものを記載すること。
- 2 不要な文字は、抹消すること。

様式第6号(第7条第5項)

公園事業相続承継承認申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

事業の相続人の住所及び氏名

公園事業者の地位の承継をしたいので、次のとおり申請します。

執行認可を受けた 年月日及び番号	年 月 日 第 号
公園施設の種類	
被相続人の氏名及び住所	
被相続人との続柄	
被相続人の死亡年月日	
備 考	

(注) 「執行認可を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の当初の認可書記載のものを記載すること。

様式第7号(第8条)

公園事業休止(廃止)届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出人の住所及び氏名 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者氏名

公園事業を休止(廃止)したいので、次のとおり届け出ます。

執行の協議をした(認可を受けた) 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
公 園 施 設 の 種 類	
休 止 す る 公 園 施 設 の 範 囲	
休止の予定期間(廃止の予定年月日)	
休止期間中の公園施設の管理方法 (廃止後の公園施設の取扱い)	
休 止 (廃 止) を 必 要 と す る 理 由	
備 考	

(注)

- 1 公園事業の休止又は廃止をしようとする者が法人であるときは、公園事業の休止又は廃止に関する意思決定を証する書類を添付すること。
- 2 「執行の協議をした(認可を受けた)年月日及び番号」欄には、当該事業の当初の協議回答書(認可書)記載のものを記載すること。
- 3 「休止の範囲」欄には、全部又は一部の別を記載し、一部の場合はその範囲を明示すること。
- 4 「備考」欄には、他の法令の規定により行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とするものについて、関係法令名、適用条項及びその手続状況を記載すること。
- 5 不要な文字は、抹消すること。

様式第8号(第15条)

執行認可の失効届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出人の住所及び氏名 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者氏名〕

公園事業の執行認可の失効について、次のとおり届け出ます。

執行認可を受けた年月日及び番号	年 月 日 第 号
公 園 施 設 の 種 類	
失 効 年 月 日	
失 効 理 由	
備 考	

(注)

- 1 「執行認可を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の当初の認可書記載のものを記載すること。
- 2 「備考」欄には、他の法令の規定により行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とするものについて、関係法令名、適用条項及びその手続状況を記載すること。
- 3 不要な文字は、抹消すること。

様式第9号(第16条)

特別地域内工作物新築(改築、増築)許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名 { 法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名 }

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域
内における工作物新築(改築、増築)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目 的		
場 所		
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
工 作 物 の 種 類		
施 行 方 法	敷 地 面 積	
	規 模	
	構 造	
	主 要 材 料	
	外 部 の 仕 上 げ 及 び 色 彩	
	関連行為の概要	
施行後の周辺の取扱い		
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

(注)

1 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。

2 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。

3 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、敷地造成、残土処理、工事用仮工作物の設置等申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。

4 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

5 不要な文字は、抹消すること。

様式第10号(第16条)

特別地域内木竹伐採許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名〕

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域内における木竹の伐採の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
林況	林種及び樹種	
	林令	
	森林面積	
	総蓄積(a)	
施行方法	伐採種別	
	伐採樹種	
	伐採面積	
	平均樹令	
	平均胸高直径	
	伐採材積(b)	
	伐採材積歩合(b/a)	%
	関連行為の概要	
	伐採跡地の取扱い	
予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備	考	

- (注)
- 1 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 2 「伐採種別」欄には、主伐(皆伐、単木択伐、塊状択伐)、間伐の別を記入すること。
- 3 「関連行為の概要」欄には、索道、林道、貯木場の設置等申請行為に伴う内容を具体的に記入すること。
- 4 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

様式第11号(第16条)

特別地域内指定区域木竹損傷許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名 法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域
内における指定区域内での木竹の損傷の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
損傷する木竹の種類		
施 行 方 法	損 傷 する 木 竹 の 数 量	
	損 傷 方 法	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

- (注)
- 1 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
 - 2 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
 - 3 「損傷方法」欄には、使用器具の名称、損傷部分の別等を記入すること。
 - 4 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

特別地域内鉱物掘採(土石採取)許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名 { 法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名 }

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域
内における鉱物の掘採(土石の採取)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
鉱 物 (土 石) の 種 類		
施 行 方 法	掘採(採取)方法	
	掘採(採取)量	
	掘採(採取)設備	
	土地の形状を 変更する面積	
	掘採(採取)後の 土地の形状	
	関連行為の概要	
	掘採(採取)跡地 の 取 扱 い	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

(注)

1 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。

2 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。

3 「掘採(採取)方法」欄には、露天掘、坑道掘(横坑、たて坑、斜坑)等の種別を記入すること。

4 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、ズリ処理等申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。

5 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を、当該行為が鉱業法第63条に規定する施業案を必要とするものであるときは、当該施業案の概要を記入すること。

6 不要な文字は、抹消すること。

様式第13号(第16条)

特別地域内水位(水量)に増減を及ぼさせる行為許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名

(法 人 に あ つ て は 、 主 た る
事 務 所 の 所 在 地 及 び 名 称 並 び に
代 表 者 氏 名)

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域内における水位(水量)の増減をきたす行為の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行為地及びその付近の状況	地 況	
	現在の水位(水量)	
	水の利用状況	
施行方法	水位(水量)の増減の及ぶ範囲	
	水位(水量)の増減の原因となる行為・設備等	
	水位(水量)の増減の内容	
予定日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

- (注)
- 1 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 2 「水位(水量)の増減の内容」欄には、申請行為による水位(最高水位、最低水位等)又は水量(取水量、放流量等)の変化を記入すること。なお、一定の期間ごとに水位(水量)の増減の内容が変わる場合には、その期間別に記入すること。
- 3 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。
- 4 不要な文字は、抹消すること。

様式第14号(第16条)

特別地域内広告物等の設置等許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名

〔 法 人 に あ つ て は、主 た る
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名 〕

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域内における広告物の掲出(設置、表示)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
広 告 物 等 の 種 類		
施 行 方 法	独立して設置する場合の敷地面積	
	広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所	
	規 模 及 び 構 造	
	主 要 材 料	
	色 彩	
	表 示 の 内 容	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

- (注)
- 1 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
なお、不要な文字は抹消すること。
- 2 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 3 「広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所」欄には、店舗の屋根、倉庫の壁面等当該広告物を掲出又は表示しようとする工作物の種類と、掲出又は表示しようとする箇所を記入すること。
- 4 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記載すること。
また、過去に福岡県立自然公園条例の許可を受けた者にあつては、その旨、許可処分の日付、番号、付された条件、変更する理由等を記入すること。

様式第15号(第16条)

特別地域内物の集積(貯蔵)許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名

〔法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名〕

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域
内における物の集積(貯蔵)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
集 積 (貯 蔵) 物 の 種 類		
施 行 方 法	集 積 (貯 蔵) 方 法	
	土 地 使 用 面 積	
	関 連 行 為 の 概 要	
	集 積 (貯 蔵) 備 設	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

- (注)
- 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
 - 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
 - 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、転石の除去等申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。
 - 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。
 - 不要な文字は、抹消すること。

様式第16号(第16条)

特別地域内水面埋立(干拓)許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名

〔法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名〕

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域
内における水面の埋立(干拓)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
施	埋立(干拓)面積	
行	工 事 の 方 法	
方	関連行為の概要	
法	埋 立 (干 拓) 後 の 取 扱 い	
予	着	年 月 日
定	完	年 月 日
日		
備	考	

- (注)
- 1 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
 - 2 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
 - 3 「関連行為の概要」欄には、支障となる動植物の除去、工事用仮工作物の設置等申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。
 - 4 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。
 - 5 不要な文字は、抹消すること。

様式第17号(第16条)

特別地域内土地形状変更許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名

〔法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名〕

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域
内における土地の形状変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
施 行 方 法	土 地 の 形 状 を 変 更 す る 面 積	
	工 事 の 方 法	
	変 更 後 の 土 地 の 形 状	
	関 連 行 為 の 概 要	
	変 更 後 の 取 扱 い	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

(注)

1 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。

2 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。

3 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、工事用仮工作物の設置等申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。

4 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

様式第18号(第16条)

特別地域内高山植物等の採取(損傷)許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名

〔法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名〕

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域
内における高山植物の採取(損傷)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目 的		
場 所		
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
採取(損傷)物の種類		
施 行 方 法	採 取 (損 傷) 物 の 数 量	
	採 取 (損 傷) 方 法	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

- (注)
- 1 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
 - 2 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
 - 3 「採取(損傷)方法」欄には、使用器具の名称、採取(損傷)部分の別等を記入すること。
 - 4 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を、申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その名前を記入すること。
 - 5 不要な文字は、抹消すること。

様式第19号(第16条)

特別地域内指定植物の植栽(播種)許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名

〔 法 人 に あ つ て は、主 た る
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名 〕

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域内における指定区域内での指定植物の植栽(播種)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
植 栽 (播 種) す る 植 物 の 種 類		
施 行 方 法	植栽(播種)面積	
	植栽(播種)数量	
	植栽(播種)方法	
	管 理 方 法	
	関連行為の概要	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

(注)

1 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。

2 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。

3 「植栽(播種)する植物の種類」欄には、植栽又は播種をする植物の種類(変種である場合は、変種レベルまで)を記入すること。

4 「管理方法」欄には、植栽又は播種をする植物種が当該地周辺の景観の維持に支障を及ぼさないための措置等を記入すること。

5 「関連行為の概要」欄には、特別地域内で採取した木竹以外の植物の再度の植栽又は播種をする場合、場所等の詳細を記入すること。

6 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

7 不要な文字は、抹消すること。

様式第20号(第16条)

特別地域内動物の捕獲(殺傷)
(動物の卵の採取(損傷))許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名 法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域
内における動物の捕獲(殺傷)(動物の卵の採取(損傷))の許可を受けたいので、次のとおり
申請します。

目	的	
場	所	
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
動 物 (卵) の 種 類		
施 行 方 法	捕 獲 (殺 傷) (採 取 (損 傷)) 物 の 数 量	
	捕 獲 (殺 傷) (採 取 (損 傷)) の 方 法	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

- (注)
- 1 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
 - 2 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
 - 3 「捕獲(殺傷)(採取(損傷))方法」欄には、捕獲(殺傷)(採取(損傷))の方法、使用器具の名称等を記入すること。
 - 4 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を、申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その名前を記入すること。
 - 5 不要な文字は、抹消すること。

様式第21号(第16条)

特別地域内指定動物の放出(指定家畜の
放牧)許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名 法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域内
における指定区域内での指定動物の放出(指定家畜の放牧)の許可を受けたいので、次のと
おり申請します。

目 的		
場 所		
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
動 物 (家 畜) の 種 類		
施 行 方 法	動 物 (家 畜) の 数 量 (頭 数)	
	放 出 (放 牧) 方 法	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

- (注)
- 1 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
 - 2 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
 - 3 「動物(家畜)の種類」欄には、放出する動物(家畜)の種類(亜種である場合は、亜種レベルまで)を記入すること。
 - 4 「放出(放牧)方法」欄には、放出する動物(放牧する家畜)が当該地周辺の景観の維持に支障を及ぼさないための措置等を記入すること。なお、家畜にあつては、放牧面積、放牧施設及び放牧時期を記入すること。
 - 5 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。
 - 6 不要な文字は、抹消すること。

様式第22号(第16条)

特別地域内工作物等色彩変更許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名

〔法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名〕

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により

県立自然公園の特別地域

内における

の色彩変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
施 行 方 法	色彩を変更する 工 作 物	
	色彩を変更する 箇 所	
	現 在 の 色 彩	
	変 更 後 の 色 彩	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

(注)

1 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を、「 の色彩変更」の箇所には、屋根の色彩変更、壁面の色彩変更等色彩を変更する工作物の箇所を記入すること。

2 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。

3 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

様式第23号(第16条)

特別地域内車馬(動力船、航空機)の使用(着陸)許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名

〔 法 人 に あ つ て は、主 た る
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名 〕

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域内における車馬(動力船、航空機)の使用(着陸)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目 的		
場 所		
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
車馬(動力船、航空機)の 種 類 及 び 数		
使 用 (着 陸) 範 囲 及 び 面 積		
使 用 (着 陸) 方 法		
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

- (注)
- 1 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 2 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 3 「使用(着陸)方法」欄には、自動車を時速50キロメートルで1日2回1周させる等行為地内での活動状況、頻度等を記入すること。
- 4 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。
- 5 不要な文字は、抹消すること。

様式第24号(第18条)

特別地域内行為着手済届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出人の住所及び氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、主たる} \\ \text{事務所の所在地及び名称並びに} \\ \text{代 表 者 氏 名} \end{array} \right)$

県立自然公園の特別地域(物)が指定(拡張)された際、福岡県立自然公園条例第17条第4項に規定する届出を要する行為に着手していたので、次のとおり届け出ます。

(注) 記載事項は、それぞれの行為につき様式第9号から様式第23号までの例に準じて記載すること。

様式第25号(第18条)

特別地域内非常災害応急措置届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出人の住所及び氏名 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあつては、主たる} \\ \text{事務所の所在地及び名称並びに} \\ \text{代 表 者 氏 名} \end{array} \right]$

県立自然公園の特別地域内において、福岡県立自然公園条例第17条第5項に規定する届出を要する非常災害のために必要な応急措置をしたので、次のとおり届け出ます。

(注) 記載事項は、それぞれの行為につき様式第9号から様式第23号までの例に準じて記載すること。

様式第26号(第18条)

特別地域内植栽届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出人の住所及び氏名

〔 法 人 に あ つ て は、主 た る
事 務 所 の 所 在 地 及 び 名 称 並 び に
代 表 者 氏 名 〕

県立自然公園特別地域内において、福岡県立自然公園条例第17条第6項に規定する届出を要する木竹の植栽行為を行いたいので、次のとおり届け出ます。

目 的		
場 所		
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
施 行 方 法	植 栽 種 別	
	植 栽 面 積	
	植 栽 樹 種	
	樹 令	
	植 栽 数 量	
	植 栽 方 法	
	管 理 方 法	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

(注)

1 届出文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。

2 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。

3 「植栽種別」欄には、補植又は新植の別を記入すること。

4 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

特別地域内家畜の放牧届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出人の住所及び氏名 法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名

県立自然公園特別地域内において、福岡県立自然公園条例第17条第6項に規定する届出を要する家畜の放牧行為を行いたいので、次のとおり届け出ます。

目 的		
場 所		
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
施 行 方 法	放 牧 面 積	
	家 畜 の 種 類 及 び 頭 数	
	関 連 行 為 の 概 要	
	放 牧 設 備	
	放 牧 時 期	
	管 理 方 法	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

(注)

1 届出文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。

2 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。

3 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、転石の除去等当該行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。

4 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

様式第28号(第18条)

普通地域内行為届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出人の住所及び氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、主たる} \\ \text{事務所の所在地及び名称並びに} \\ \text{代 表 者 氏 名} \end{array} \right)$

県立自然公園普通地域において、福岡県立自然公園条例第27条第1項に規定する届出を要する 行為をしたいので、次のとおり届け出ます。

(注) 記載事項は、それぞれの行為につき様式第9号及び様式第12号から様式第17号までの例に準じて記載すること。

様式第29号(第20条の5)

生態系維持回復事業確認(認定)申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者氏名

福岡県立自然公園条例第33条第2項(第3項)の規定により、県立自然公園に
おける生態系維持回復事業の実施に係る確認(認定)を受けたいので、次のと
おり申請します。

生態系維持回復事業を行う区域	
生態系維持回復事業を行う期間	
生態系維持回復事業の内容	
備考	

- (注)
- 1 申請文の「県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を、「生態系維持回復事業」の箇所には当該生態系維持回復事業の名称を記載すること。
 - 2 「生態系維持回復事業を行う区域」欄には、生態系維持回復事業を行う区域を具体的に記載すること。また、当該区域を明らかにした縮尺2万5千分の1以上の地形図を添付すること。
 - 3 「生態系維持回復事業を行う期間」欄には、当該生態系維持回復事業を行う期間を記載すること。なお、複数の生態系維持回復事業を行う場合であつて、それぞれの事業によつて生態系維持回復事業を行う期間が異なる場合には、生態系維持回復事業の種類ごとに記載すること。
 - 4 「生態系維持回復事業の内容」欄には、生態系維持回復事業の種類、内容又は方法、使用又は設置をする機材等について概要を記載すること。また、複数の生態系維持回復事業を行う場合は、生態系維持回復事業の種類ごとに概要を記載すること。
 - 5 「備考」欄には、次の事項を記載すること。
 - (1) 土地所有者等関係者の諾否又はその見込み
 - (2) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - (3) 関連する計画の有無(ある場合には、その名称)
 - (4) 事業の実施結果に関する情報提供及び生態系維持回復事業実施計画書を見直した際の情報提供の方法
 - 6 申請に当たつては、生態系維持回復事業実施計画書(様式第30号)を添付すること。
 - 7 不要な文字は、抹消すること。

生態系維持回復事業実施計画書

- 1 県立自然公園の名称
- 2 生態系維持回復事業計画の名称
- 3 生態系維持回復事業を行う区域
- 4 生態系維持回復事業を行う期間
- 5 生態系維持回復事業の目標
- 6 生態系維持回復事業の内容
 - (1) 生態系の状況の把握及び監視
 - (2) 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
 - (3) 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
 - (4) 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
 - (5) 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
 - (6) 前各号に掲げる事業に必要な調査等

7 備考

(注)

- 1 「生態系維持回復事業計画の名称」は、当該生態系維持回復事業計画の名称を記載すること。
- 2 「生態系維持回復事業を行う区域」は、生態系維持回復事業を行う区域を具体的に記載すること。
- 3 「生態系維持回復事業を行う期間」は、生態系維持回復事業を行う期間を具体的に記載すること。
- 4 「生態系維持回復事業の目標」は、維持又は回復をすべき対象を明確にした上で、生態系維持回復事業の目標を具体的に記載すること。
- 5 「生態系維持回復事業の内容」は、次のとおり記載すること。また、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。ただし、実施しない事業については記載を要しない。
 - (1) 「生態系の状況の把握及び監視」は、調査及び監視の対象とする動植物等の種類、項目、内容、方法(調査及び監視の方法、使用又は設置をする機材、実施箇所、実施時期、実施期間等)、目標、関連行為の概要(調査及び監視のための動物の捕獲等)等について記載すること。
 - (2) 「動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善」は、生態系を構成する動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善を図るための事業の内容、方法(実施箇所、実施面積、実施時期、実施期間、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ、色彩等)、目標、関連行為の概要(土地の形状変更、残土処理、仮工作物の設置等)等について具体的に記載すること。
 - (3) 「生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除」は、防除の対象とする動植物の種類、防除の方法(捕獲等をする個体数、個体数調整の目標、捕

獲等の方法、使用又は設置をする機材、実施箇所、実施時期、実施期間等)、捕獲等をした動植物の取扱い、在来生物の錯誤捕獲を避けるための措置、目標、関連行為の概要(仮工作物の設置等)等について具体的に記載すること。

(4) 「生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖」は、保護増殖する動植物の種類、保護増殖の方法(保護増殖する動植物の数量、入手等の方法、使用又は設置をする機材、実施箇所、実施面積、実施時期、実施期間等)、目標、管理方法等について具体的に記載すること。

(5) 「生態系の維持又は回復に資する普及啓発」は、普及啓発の内容、方法、目標、実施時期、実施期間等について具体的に記載すること。

(6) 「前各号に掲げる事業に必要な調査等」は、生態系維持回復事業を実施する上で必要な調査又は試験研究、動植物の生息環境又は生育環境等の生態系の管理手法に関する調査又は試験研究等の内容、方法、目標、実施時期、実施期間等について具体的に記載すること。

6 「備考」欄は、次のとおり記載すること。

(1) 関連する計画がある場合には、その名称を記載するとともに、当該計画との整合を図る上で留意すべき事項等について具体的に記載すること。

(2) 使用又は設置をした機材等がある場合の事業実施後の取扱い、事業を実施する際の留意事項(従事者台帳の作成及び管理、事業実施に関する周知方法等)等について記載すること。

様式第31号(第20条の7)

生態系維持回復事業変更確認(認定)申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者氏名

福岡県立自然公園条例第33条第6項の規定により、県立自然公園における
生態系維持回復事業の確認(認定)を受けた事項の変更に係る確認(認定)を受けたい
ので、次のとおり申請(協議)します。

確認(認定)を受けた 年月日及び番号	年 月 日 第 号		
変 更 の 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
	生態系維持 回復事業を 行う区域		
	生態系維持 回復事業を 行う期間		
	生態系維持 回復事業の 内容		
変更を必要とする理由			
備 考			

- (注)
- 1 申請文の「県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を、「
生態系維持回復事業」の箇所には当該生態系維持回復事業の名称を記載すること。
 - 2 「確認(認定)を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の実施に係る確認(認定)通
知書記載のものを記載すること。
 - 3 「変更の内容」欄には、確認(認定)を受けた事項と今回変更する事項とを対比して明
示すること。
 - 4 「生態系維持回復事業を行う区域」を変更する場合には、当該区域を明らかにした縮
尺2万5千分の1以上の地形図を添付すること。
 - 5 「備考」欄には、次の事項を記載すること。
 - (1) 土地所有者等関係者の諾否又はその見込み
 - (2) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を
必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - 6 申請に当たっては、変更後の生態系維持回復事業実施計画書(様式第30号)を添付する
こと。
 - 7 不要な文字は、抹消すること。

様式第32号(第20条の8)

生態系維持回復事業軽微変更届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出人の住所及び氏名 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者氏名

福岡県立自然公園条例第33条第9項の規定により、次のとおり 県立自然公園における 生態系維持回復事業を行う者の氏名(名称、住所、代表者の氏名)の変更を届け出ます。

確認(認定)を受けた 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号	
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 し た 年 月 日		
備 考		

(注)

- 1 届出文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記載すること。
- 2 「確認(認定)を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の実施に係る確認(認定)通知書記載のものを記載すること。
- 3 不要な文字は、抹消すること。

第(表)
号

所 職 氏
属 名 名
身 分 証 明 書

年 月 日 交付

福岡県知事

印

(裏)
この証明書を携帯する者は、福岡県立自然公園
条例第十四条第二項、条例第二十五条第二項、
第二十九条第三項、第三十一条第三項及び第五
十一条第四項の規定に基づく福岡県立自然公園
の保護又は利用上必要な指示若しくは立入りを
行い、又は公園事業に関し実地調査のための立
入り若しくは標識の設置等を行う職員である。

様式第34号(第6条の4)(宿舍施設(分譲型ホテル等は除く)及び野営場施設の場合)

公園事業施設利用者数報告書

_____年度の利用者数を下記のとおり報告します。

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名
連絡先番号() —

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名、連絡先番号() —)

記

施設の利用者数調書

年度分(自 年 月 日 至 年 月 日)			
執行認可等を うけた年月日 及び番号	年 月 日 第 号	公園施設の 通 称	
公園施設の 位 置			
収 容 人 員		供 用 期 間	
種別 月	延べ宿泊者数(人日)		備 考 (日最大宿泊者数)
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			
合 計			

(注)

- 1 延べ宿泊者数は次のとおり計算すること。
1月に1泊が350人、2泊が61人、3泊が25人あった場合は、
 $350 + (61 \times 2) + (25 \times 3) = 547$ 人
- 2 「備考」欄には、年間で最も宿泊者数が多かった日とその宿泊者数を記載すること。
(例：562人(5月5日))
- 3 不要の文字は抹消すること。

様式第34号の2(第6条の4)(分譲型ホテル等の場合)

公園事業施設利用者数報告書

_____年度の利用者数を下記のとおり報告します。

_____年 _____月 _____日

福岡県知事 _____ 殿

申請者の住所及び氏名 _____
連絡先番号() _____

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名、連絡先番号() _____)

記

施設の利用者数調書

年度分(自		年		月		日 至		年		月		日)	
執行認可等を うけた年月日 及び番号		年 第		月		日 号		公園施設の通称					
公園施設の位置													
収容人員						供用期間							
種別 月		延べ宿泊者数 (人 日)		延 べ 宿 泊 可能客室数 (部屋日)		(区分所有者／会 員／社員等)の延 べ 宿 泊 客 室 数 (部 屋 日)				備 考 (日最大宿泊者数／ 平均滞在日数)			
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
1													
2													
3													
合計													

(注)

- 1 「延べ宿泊者数」は次のとおり計算すること。
1月に1泊が350人、2泊が61人、3泊が25人あった場合は、
 $350 + (61 \times 2) + (25 \times 3) = 547$ 人
- 2 「延べ宿泊可能客室数」は、月ごとの宿泊可能な客室数の総計を記載すること。
- 3 「(区分所有者／会員／社員等)の延べ宿泊客室数」は、区分所有者／会員／社員等がその所有権や用権等を根拠に宿泊した部屋数の実績を記載することとし、区分所有者／会員／社員等が一般客と同等の予約手続きにより宿泊した場合は数えないこと。
- 4 「備考」欄には、年間で最も宿泊者数が多かった日とその宿泊者数を記載すること。
(例：562人(5月5日))。(また、月ごとの平均滞在日数を記載すること。)
- 5 不要の文字は抹消すること。

様式第34号の3(第6条の4)(その他の施設の場合)

公園事業施設利用者数報告書

_____年度の利用者数を下記のとおり報告します。

_____年 _____月 _____日

福岡県知事 _____ 殿

申請者の住所及び氏名 _____
連絡先番号() —

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名、連絡先番号() —)

記

施設の利用者数調書

年度分(自 _____年 _____月 _____日 至 _____年 _____月 _____日)			
執行認可等を うけた年月日 及び番号	年 第 _____ 月 _____ 日 号 _____	公園施設の 通 称 _____	
公園施設の位置			
供 用 期 間			
月	利 用 者 数	備 考	
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			
合 計			

(注)
不要の文字は抹消すること。